

赤穂市民病院自動販売機運営事業者選定評価基準表

別紙

評 価 分 類				各配点	総配点	
大項目	小項目		評価基準			
I	売上手数料率		売上手数料率	・ 下限30%から1%につき1点加点 (上限50%)	20	20
II	業務経歴、経営状況	II-①	業務経歴	・ 官公庁や病院で運営実績を有しているか。	5	15
		II-②	財務諸表について	・ 経営状況が健全であり、業務の実施に支障がないと認められるか。	10	
III	業務体制	III-①	設置機器の保守、商品の補充及び容器回収等に係る業務体制について	・ 機器を適切に維持できる体制となっているか。 ・ 補充及び空容器の回収頻度について適切に検討されているか。	10	20
		III-②	機器の故障、問い合わせ及び苦情等への対応について	・ 問合せ窓口は設置されているか。 ・ トラブル、緊急時当の対応体制が整備されているか。	10	
IV	取扱商品		取扱商品	・ 商品の種類は充実しているか。 ・ 季節の変化時も商品の充実が図られるか。 ・ 適切な販売価格となっているか。	5	5
V	自動販売機の機能デザイン等	III-①	環境への配慮について	・ 省エネ、ノンフロン対応等環境に配慮した機能を有しているか。	10	30
		III-②	ユニバーサルデザインへの配慮について	・ 病院への設置にあたり、ユニバーサルデザインは配慮されているか。	10	
		III-③	自動販売機の機能について	・ 現金以外の決済方法、災害時の機能等、優れた機能を有しているか。	10	
IV	独自提案		当院への利点があると考えられる独自提案について	・ 当院における利便性の向上、患者サービス及び福利厚生の上に寄与する提案であるか。	10	10
合 計				100	100	

(注) 採点方法について

評価	評 価 の 内 容	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.0
B	当該評価項目において優れている	配点×0.8
C	当該評価項目において普通である	配点×0.6
D	当該評価項目において劣っている	配点×0.4
E	当該評価項目において特に劣っている	配点×0.2

※ 1のみ提案料率に応じて加点する。